

第24回（令和2年度第2回）
セーフコミュニティ 防犯対策委員会

《会 議 次 第》

日程: 令和3年3月15日(月)～3月30日(月)

1. 報告事項

- (1) 今後の主なスケジュールについて・・・・・・・・・・・・・・・・ P1
- (2) セーフコミュニティ活動推進事業所登録制度について・・・・・・ P2-3
- (3) 久留米市における犯罪の現状について・・・・・・・・・・・・ P4-7

2. 協議事項

- (1) 令和2年度実績及び令和3年度方針（案）について P8-17
- (2) セーフコミュニティ実態調査及び市民意識調査について・・・・・・ P18-42

S C今後のスケジュール（予定）

	令和2年度									令和3年度																		
	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月				
S C 推進協議会					●											←→				○			●	国際認証再々取得に関する協議	委員改選	重点取組分野・項目の見直し		
S C 対策委員会	●										●				●						●					(合同開催・ワークショップ)		
外傷等動向調査委員会											●										●							
その他																									○年間活動報告書提出	◇各イベントで啓発 ◇SC通信(毎月)	SC活動推進事業所登録制度	●SC標語表彰式 ○年間活動報告書提出

ト

	令和4年度									令和5年度																			
	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月					
S C 推進協議会			●				●				●				●		●				○				講評について 申請書提出について	委員改選	認 証 式 典		
S C 対策委員会	●				○		●				●			●			●							●	事前指導 プレゼン資料案	○	●	●	
外傷等動向調査委員会	●				○		●				●			●			●							●	事前指導 プレゼン資料案	○	●	●	
その他					○		○																	○事前指導 プレゼン資料提出	○事前指導 プレゼン資料確定				
																									申請書作成		○年間活動報告書提出	○申請書提出 ○申請書日本語版確定	

報告事項 (1)

セーフコミュニティ活動推進事業所登録制度の再検討について

セーフコミュニティ活動指針事業所登録制度（以下「制度」と言います。）は令和2年10月頃から開始の予定でしたが、令和2年9月の久留米市議会総務常任委員会協議会での協議結果を踏まえ、制度の開始を見送り、再検討を行うことといたしました。

1. 第19回久留米市セーフコミュニティ推進協議会での提案内容（別紙1）

各対策委員会での協議を経て、推進協議会に提案した内容は別紙（別紙1）のとおりです。

この制度をきっかけとして、より多くの事業所に、けがや事故を予防するというセーフコミュニティの考え方をご理解いただくため、「けがや事故の予防」に資する事業所の活動であれば、広く登録の対象としたいと考え、登録対象とする事業所の活動について、特に制限を設けていませんでした。

2. 市議会からのご意見

「けがや事故を予防するために法令で義務付けられた活動までも登録の対象とするのは、必ずしもセーフコミュニティの推進に繋がらないのではないか。」という趣旨のご意見をいただきました。

3. 制度の再検討について

登録対象となる活動に制限を設けない場合、例えば、法令を遵守した危険物の保管など、事業所として当然行うべき活動も登録の対象となります。

上記のご意見は、一部の法令を遵守しながらも、他の分野で安全安心の配慮に欠けるような事業所が登録されることも想定され、その場合、セーフコミュニティの正しい理解は広まらないとの懸念から出されたものです。

ご意見を受け、これまで、制度の実施に向けた調整を図ってまいりました。しかしながら、事業所の安全安心に関する法規制は数多く、市に監督権限が無いものが多いため、安全安心への配慮が十分であるかを判断することは非常に困難であり、制度の対象とする事業所の取組について考え直す必要があると判断いたしました。

久留米市としては、事業所の様々な取組を対象とすることで、登録をきっかけにセーフコミュニティに関する理解を深めていただきたいと考えていたところですが、ご意見を踏まえ、制度について再検討を行います。

再検討にあたりましては、今後、各対策委員会の皆様と協議を行ってまいりたいと考えております。

令和 2 年 8 月の久留米市セーフコミュニティ推進協議会に提出した資料です。

セーフコミュニティ活動推進事業所登録制度（仮称）について

（案）

1. 事業の趣旨

市内でセーフコミュニティ活動に取り組む企業、団体、事業所等（以下「事業所」という。）を募集し、市と事業所が協働で安全安心なまちづくりに取り組むとともに、セーフコミュニティ活動が広く発信されることで、多くの市民への周知啓発を図る。

2. 実施主体

久留米市セーフコミュニティ推進協議会（以下「協議会」という。）

3. 対象

久留米市内でセーフコミュニティ活動に取り組む事業所とする。

4. 取組対象となる活動

けがや事故を予防する活動で、事業所が行う次のいずれかに該当する活動

- （1）交通安全に関すること
- （2）子どもの安全に関すること
- （3）高齢者の安全に関すること
- （4）犯罪・暴力の予防に関すること
- （5）自殺予防に関すること
- （6）防災に関すること
- （7）その他安全安心に関すること

5. 事業内容

- （1）登録を希望する事業所は、申込書を協議会会長に提出する。協議会会長は、申込内容に不備がない場合、事業所として登録し、「登録証」と「ステッカー」を交付する。
- （2）協議会会長は、事業所と協力して、久留米市ホームページや SC 通信の掲載等により事業所の安全安心活動を PR するとともに、市民への周知を図る。
- （3）事業所は、協議会会長と協力して、ステッカーの貼付やチラシなどの印刷物に SC ロゴを表記する等により事業所の安全安心活動を PR するとともに、市民への周知を図る。

6. 取組期間

セーフコミュニティ国際認証期間満了まで

7. スケジュール

令和 2 年 4～6 月頃 対策委員会にて説明

令和 2 年 8 月頃 協議会にて説明

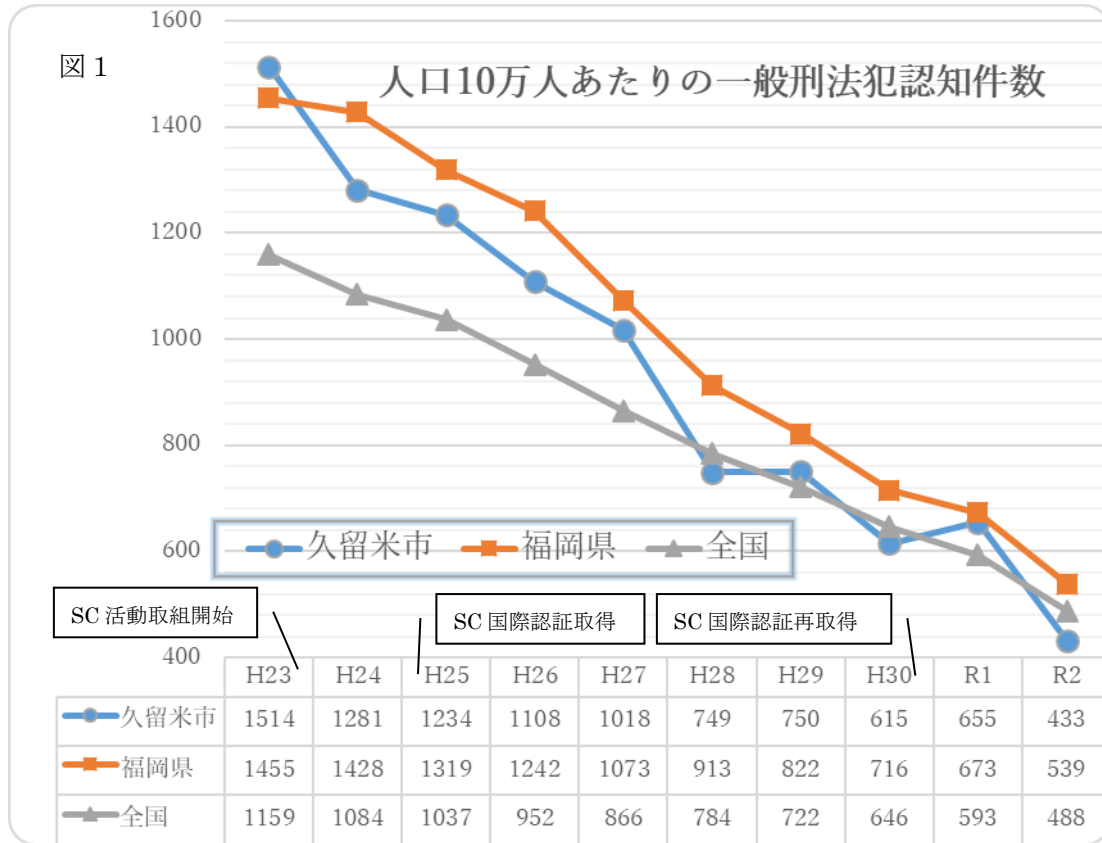
令和 2 年 10 月頃 事業開始

久留米市における犯罪の現状について

① 人口10万人当りの一般刑法犯認知件数の推移（比較:全国、福岡県）

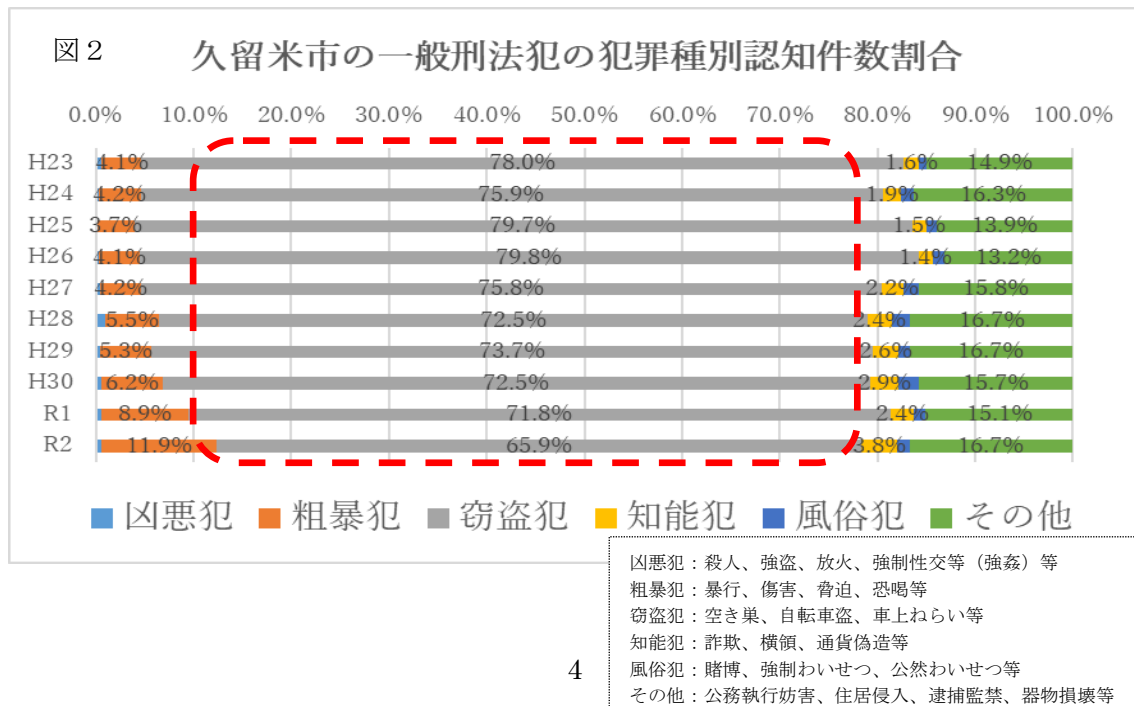
以前は全国、県平均よりも高い水準であったが、一般刑法犯認知件数は年々減少し、令和2年は全国、県平均を下回っている。（図1）

※一般刑法犯：刑法犯全体から交通関係業過（交通事故によって人を死傷させた過失犯）を除いたもの

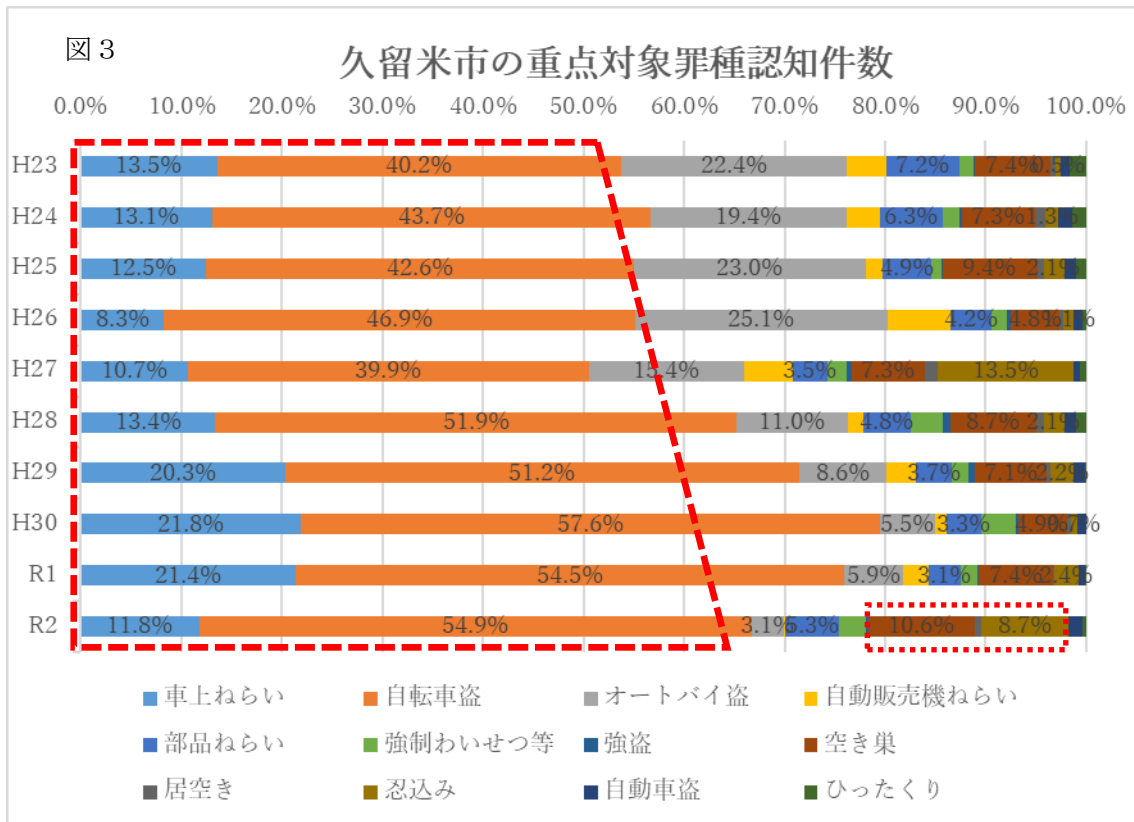


② 久留米市の一般刑法犯及び重点対象罪種認知件数割合の推移

自転車盗やオートバイ盗などの「窃盗犯」が市内の一般刑法犯の約7割を占めている（図2）

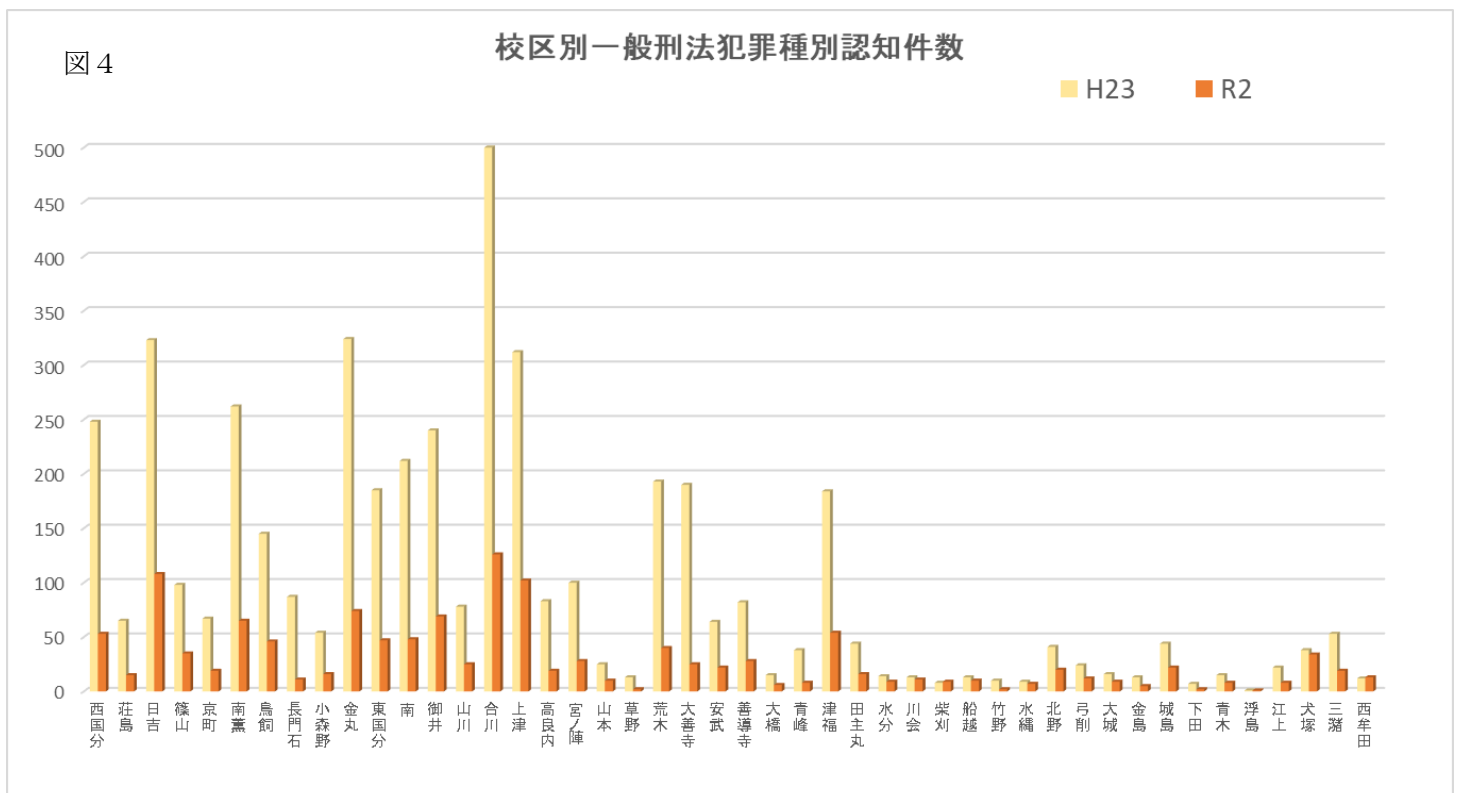


市内の重点対象罪種の約7割は、「車上ねらい」「自転車盗」が占めている。また令和2年は「空き巣」「忍込み」の割合が以前より増加している。(図3)



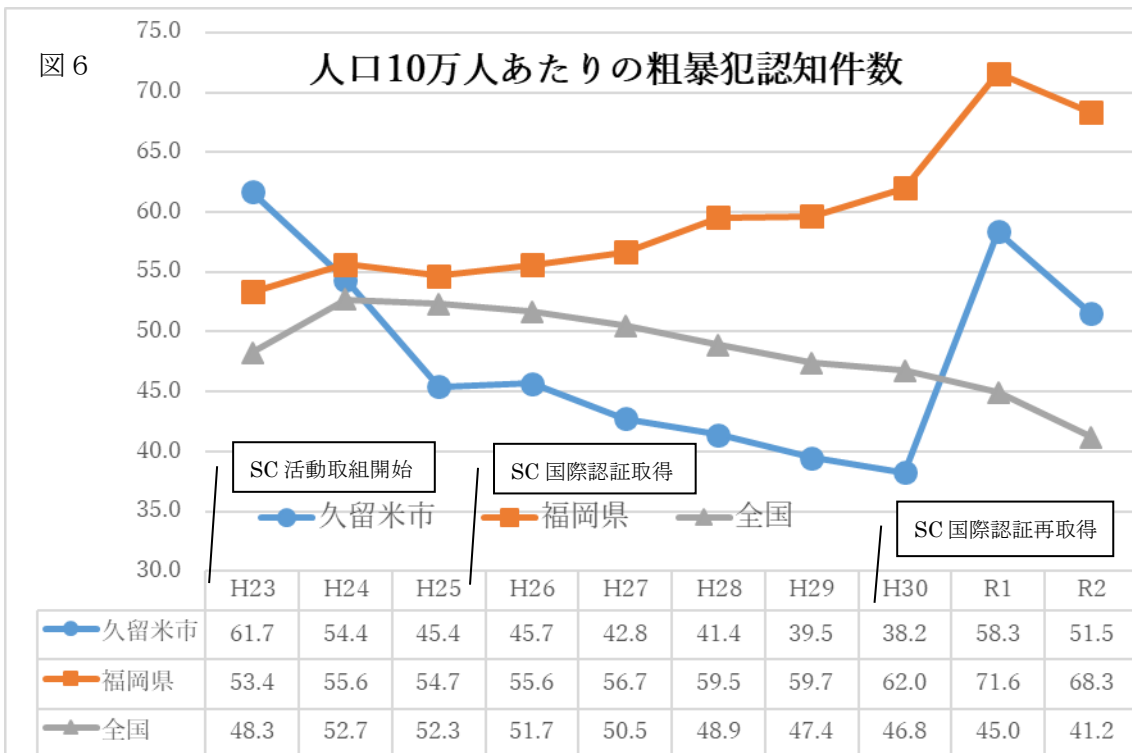
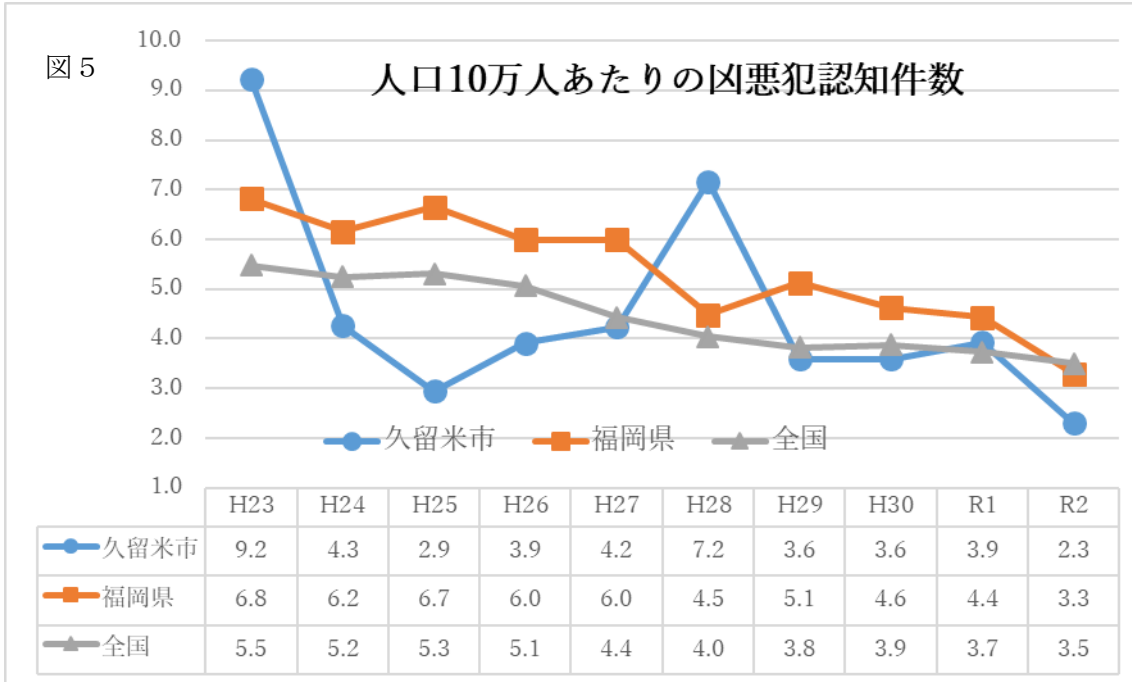
③ 校区別一般刑法犯認知件数の比較 (H23 と R2)

平成23年に比べ、令和2年は、ほぼ全ての校区で犯罪認知件数が大幅に減少している。また、大規模商業施設、乗降客が多い駅、繁華街がある校区の犯罪認知件数が、多い傾向にある。(図4)



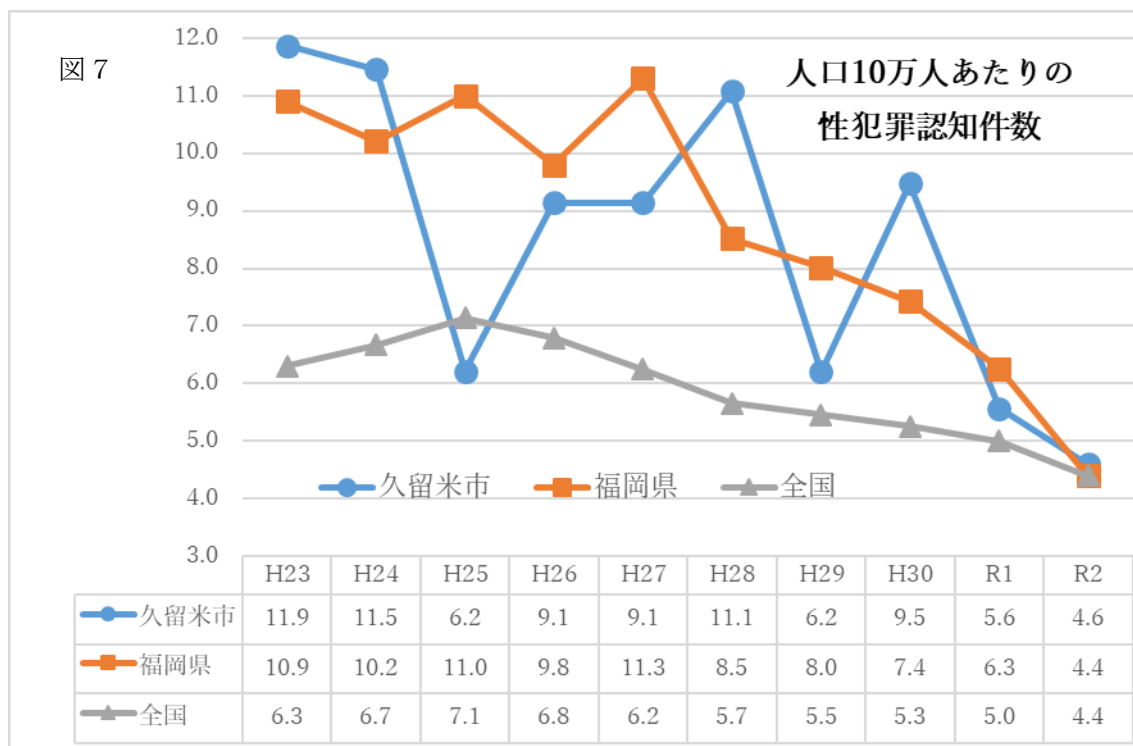
④ 人口10万人当たりの凶悪・粗暴犯認知件数の推移（比較:全国、福岡県）

「殺人、強盗、放火等」（凶悪犯）、「暴行・傷害事件等」（粗暴犯）の人口10万人当たりの認知件数は、平成24年以降大きく改善されている。凶悪犯は、平成28年に増加したものの、平成29年より再び減少し、令和2年は全国、県平均を下回っている。（図5）
 粗暴犯は、令和元年に増加したものの、令和2年は減少している。（図6）



⑤ 人口10万人当たりの性犯罪(強制わいせつ等)の推移(比較:全国、福岡県)

久留米市で発生した性犯罪の人口10万人当たりの認知件数は、増加、減少を繰り返し、令和元年以降は減少傾向にあるものの、全国、県平均よりやや高い。(図7)



令和２年度取り組み実績及び令和３年度取り組み方針（案）

【防犯力の向上】５－① 自転車ツーロックの推進							
課題	客観的課題	街頭犯罪の中では「自転車盗」が最も多い					
	主観的課題	割れ窓理論に照らすと、自転車盗の放置が凶悪犯罪を誘発する危険性がある					
目標	自転車盗の認知件数の減少						
内容	自転車駐車場や商業施設など自転車盗が多く発生する箇所において、無施錠車に対して、ワイヤーロックの安全性等を啓発し、自転車ツーロック推進を呼びかけるなど、自転車利用者に対して、ツーロックの推進を図る。						
対象者	自転車利用者（主に無施錠車）						
実施者	市民・事業者・防犯協会・警察・市 など						
対策委員会の関わり	<ul style="list-style-type: none"> ・街頭啓発キャンペーンの実施 ・委員の所属団体や関係団体における啓発、団体広報誌等への記事掲載 ・チラシ、啓発グッズの作成 						
2020年度の実績及び改善した点等	<p>○交通安全分野と連携した自転車ツーロックの啓発</p> <ul style="list-style-type: none"> ・自転車安全利用の啓発時に、警察・関係団体・ボランティアと協働でキャンペーン実施（２回） ※新型コロナウイルス感染症の影響により、キャンペーンを中止したため回数が減少 ・小学生を対象とした交通安全教室での自転車ツーロック啓発(18回) <p>○市内全中学校の新１年生へ啓発チラシ配布（3,000部）</p> <div style="display: flex; justify-content: space-around;">   </div>						
2021年度の方針及び課題等	<p>SNS や各団体の広報紙等を活用した防犯情報の提供</p> <ul style="list-style-type: none"> ・様々な媒体を活用して、ツーロックの重要性等を周知 <p>他分野との連携</p> <ul style="list-style-type: none"> ・交通安全分野と連携 						
指標	内容	単位	2016	2017	2018	2019	2020
活動指標	自転車駐車場や商業施設などでの啓発活動回数	回	13	14	18	5	2
【短期】認識・知識	自転車ツーロックの実践状況 [アンケート]	%	36.7	45.1	32.6	28.9	—
【中期】態度・行動	久留米市は治安が良いと思う人の割合 [市政アンケートモニター]	%	75.7	67.7	74.8	75.2	—
【長期】状況	街頭犯罪の中で、自転車盗の認知件数 [警察統計]	件	551	584	483	544	279

新型コロナウイルス感染症の影響により、平常とは異なる環境であることから市政アンケート等は延期

【防犯力の向上】5-② 青パト活動団体の拡大・連携強化

課題	客観的課題	<ul style="list-style-type: none"> ・市民の日常の行動範囲内で発生する「街頭犯罪」が多い ・犯罪などへの不安感が高まった人が、安心感が高まった人を上回っている 					
	主観的課題	<ul style="list-style-type: none"> ・地域防犯活動の内容は校区によりばらつきがある 					
目標	街頭犯罪認知件数の減少						
内容	地域、行政、警察、関係団体などが連携し、青パト活動が全小学校区で実施されるよう拡充を図るとともに、各団体参加による合同パトロール等を実施する。						
対象者	一般市民						
実施者	市民・校区・PTA・企業・防犯協会・警察・市 など						
対策委員会の関わり	<ul style="list-style-type: none"> ・各種支援事業の周知 ・合同パトロール、研修会等の開催 ・青パト活動への参加 						
2020年度の実績及び改善した点等	<p>○青パト活動校区の拡大【拡充】（新規：竹野校区／計45校区）</p> <p>○一斉防犯パトロールの実施（7月、12月）</p> <ul style="list-style-type: none"> ・市内の青パト活動団体が、市内各地を一斉にパトロール。 <p>○コロナに関連した給付金詐欺防止の広報啓発【新規】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・特別定額給付金の詐欺防止を呼び掛けるため、市内各地で青パトによる広報活動を実施。 <p>○校区青パト活動への支援</p> <ul style="list-style-type: none"> ・特殊詐欺や性犯罪防止等の啓発用音声データを制作・提供し、青パトでの広報啓発に活用してもらう。 <p>○警察と連携した年末特別警戒出発式（11月）</p>						
							
2021年度の方針及び課題等	<p>青パト活用の促進</p> <ul style="list-style-type: none"> ・地域の青パト活動の促進に向けた情報提供等 <p>他分野との連携</p> <ul style="list-style-type: none"> ・交通安全分野との連携 						
指標	内容	単位	2016	2017	2018	2019	2020
活動指標	青パト活動を行う校区数 (うち、専用青パト活動校区)	校区	24 (21)	40 (40)	41 (41)	44 (44)	45 (45)
【短期】認識・知識	地域で行われている防犯活動に参加 したいと思う人の割合 [市政アンケートモニター]	%	44.4	56.2	53.3	49.2	-
【中期】態度・行動	防犯パトロール実施にあたり連携する 関係機関・団体数	団体	26	46	47	51	52
【長期】状況	街頭犯罪の認知件数[警察統計]	件	1,062	1,141	838	999	508

新型コロナウイルス感染症の影響により、平常とは異なる環境であることから市政アンケート等は延期

【防犯力の向上】5-③ 安全・安心感を高めるための地域環境の整備

課題	客観的課題	<ul style="list-style-type: none"> ・大型商業施設や乗降客の多い駅、繁華街周辺で犯罪が多く発生している ・犯罪などへの不安感が高まった人が、安心感が高まった人を上回っている 					
	主観的課題	不特定多数の人が集まる場所で犯罪が多い					
目標	街頭犯罪認知件数の減少						
内容	地域、行政、警察、関係団体などが一体となって、犯罪が起りやすいと思われる場所について、それぞれ危険の原因を取り除く方策（街頭防犯カメラ、防犯灯、注意喚起の看板の設置等）を講じる。						
対象者	一般市民（犯罪が起りやすいと想定される地域、場所）						
実施者	市民・校区・PTA・防犯協会・警察・市 など						
対策委員会の関わり	<ul style="list-style-type: none"> ・補助制度等の周知 ・委員の所属団体等における啓発 						
2020年度の実績及び改善した点等	<p>○街頭防犯カメラ設置</p> <ul style="list-style-type: none"> ・市設置：2地区・6台増設 （野伏間交差点周辺3台、西鉄安武駅周辺3台） ・市補助による地域への設置（14台／8校区・4団体） （校区回覧などを活用し、街頭防犯カメラが設置したことを周知啓発） <p>○LED防犯灯の設置推進（市防犯灯設置費補助金）</p> <ul style="list-style-type: none"> ・地域の必要な箇所にLED防犯灯を設置し生活環境を向上 						
2021年度の方針及び課題等	<p>街頭防犯カメラ設置による安心感の向上</p> <ul style="list-style-type: none"> ・犯罪発生状況等を踏まえ、警察や地域と連携した街頭防犯カメラ設置、及び地域における設置推進 ・街頭防犯カメラ設置状況の周知啓発による犯罪抑止 <p>防犯灯設置の推進</p> <ul style="list-style-type: none"> ・地域の実情に併せた防犯カメラ設置の推進 						
指標	内容	単位	2016	2017	2018	2019	2020
活動指標	①防犯灯設置費補助件数	件	1,779	1,636	1,558	1,402	983※
	②街頭防犯カメラ設置補助台数	台	10	15	17	17	14
【短期】認識・知識	この2～3年で治安が良くなったと思う人の割合[市政アンケートモニター]	%	45.1	45.4	40.8	45.1	—
【中期】態度・行動	久留米市は治安が良いと思う人の割合[市政アンケートモニター]	%	75.7	67.7	74.8	75.2	—
【長期】状況	街頭犯罪の認知件数[警察統計]	件	1,062	1,141	838	999	508



※ 2020年12月末時点

新型コロナウイルス感染症の影響により、平常とは異なる環境であることから市政アンケート等は延期

【防犯力の向上】5-④ 暴力団壊滅市民総決起大会等の開催							
課題	客観的課題	・市内に本拠を置く指定暴力団の構成員数は減少傾向にあるが、なお市民の不安は大きい ・犯罪などへの不安感が高まった人が、安心感が高まった人を上回っている					
	主観的課題	発砲事件などの暴力団犯罪により治安が悪くなったと感じる人が多い					
目標	暴力団の構成員の減少、暴力団の壊滅						
内容	地域社会全体で暴力団壊滅追放に取り組むため、警察、行政、市民、事業者が連携し、市民総決起大会を開催する。また、一部小学校区で実施されている暴追大会などを全小学校区で実施されるよう拡充を図る。						
対象者	一般市民						
実施者	市民・校区・PTA・防犯協会・暴力追放推進協議会・警察・市 など						
対策委員会の関わり	暴力団壊滅市民総決起大会への参加 委員の所属団体等における暴力団排除の取り組み						
2020年度の実績及び改善した点等	<p>○暴力追放街頭啓発活動（7月）</p> <p>○暴力団壊滅市民総決起大会の開催（12.1開催 久留米シティプラザ 参加者 31人） ・新型コロナウイルス感染防止のため、6月期大会は中止。12月大会は参加人数を制限し実施。</p> <p>○メディアを活用した広報啓発 ・暴力追放啓発動画を制作し、YouTube や市庁舎等で放映(12月)【新規】 ・ラジオ（ドリームスFM）や校区だよりを活用し暴力追放を呼びかけ【新規】</p> <p>○校区と連携した暴追活動 ・個別に校区を回り、暴追・防犯活動の状況・課題等について意見交換 ・校区の暴追大会や啓発の際に、啓発物提供等の支援。補助金交付（41校区）</p> <div style="display: flex; justify-content: space-around;">   </div>						
2021年度の方針及び課題等	<p>コロナ禍における啓発活動の実施(新規)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・暴力団情勢に応じ、感染症対策を実施した大会や会議の開催 ・様々な広報媒体を活用した啓発活動の実施 <p>各校区の暴追協への支援</p> <ul style="list-style-type: none"> ・校区暴追協が行う自主的な暴追活動に対し、参加協力や活動費・啓発物の支援を実施 <p>関係機関と連携した暴排活動の実施</p> <ul style="list-style-type: none"> ・地域住民等と行う暴排活動や暴力団事務所撤去運動に対し、警察や弁護士等と連携して対策の検討や情報提供、資金面の援助等を実施 						
指標	内容	単位	2016	2017	2018	2019	2020
活動指標	暴力団壊滅市民総決起大会の開催数	回	2	2	2	2	1
【短期】認識・知識	暴力団壊滅市民総決起大会の参加者数	人	1,500 2,000	1,500 2,000	1,500 2,000	1,500 2,000	31
【中期】態度・行動	独自の暴追取り組みを行っている校区数	校区	42	41	42	42	41
【長期】状況	市内に事務所を置く暴力団の構成員数 [警察統計]	人	460	430	420	390	370

【防犯力の向上】5-⑤ 児童生徒、青少年への暴力団の実態や構成員になるのを防ぐための研修や啓発の実施

課題	客観的課題	・市内に本拠を置く指定暴力団の構成員数は減少傾向にあるが、なおも市民の不安は大きい ・犯罪などへの不安感が高まった人が、安心感が高まった人を上回っている					
	主観的課題	発砲事件などの暴力団犯罪により治安が悪くなったと感じる人が多い					
目標	暴力団の構成員の減少、暴力団の壊滅						
内容	中学生・高校生が対象であった暴力団関連の講話や啓発を小学生高学年に拡大し、暴力団の構成員になるのを防ぐことで、暴力団の弱体化を図る						
対象者	小学校高学年・中学生・高校生						
実施者	市民・学校・PTA・青少年育成団体・暴力追放推進協議会・警察・市など						
対策委員会の関わり	啓発内容に関する関係機関等との調整						
2020年度の実績及び改善した点等	<p>○警察による、中学生、高校生を対象とした講習（「暴排先生」）の実施（実績 16回）</p> <p>○主に小学生を対象とした薬物乱用防止や非行防止の講習の実施（実績 71回）</p> <p>※新型コロナウイルス感染症の影響により、講習を中止したため回数が減少</p> <p>○広報紙等を活用した特殊詐欺や薬物乱用防止の啓発</p> <ul style="list-style-type: none"> ・広報くまぐに学生向け特殊詐欺防止の啓発記事「いつの間にか加害者に」を掲載【新規】 ・広報誌「青少年のきずな」に薬物乱用防止及びネット非行・被害防止の記事を掲載 						
2021年度の方針及び課題等	<p>年齢に応じた教室・教育の実施</p> <ul style="list-style-type: none"> ・小学生には、非行防止やルール・マナー遵守の教育の中で暴力団に関する内容に触れ、中学生や高校生には、暴力団の実態や被害防止に向けた講習を実施 <p>地域行事等を活用した啓発・教育活動</p> <ul style="list-style-type: none"> ・校区暴追協による地域行事等での啓発活動 <p>【5-②関連】一斉パトロールの実施</p> <ul style="list-style-type: none"> ・青少年の非行防止、健全育成を目的としたパトロールを実施 						
指標	内容	単位	2016	2017	2018	2019	2020
活動指標	暴力団排除などの防犯教育活動を行った学校数	校	97	128	150	109	87
【短期】認識・知識	不良行為少年補導数[警察統計]	人	4,200	2,214	1,237	1,234	1,066
【中期】態度・行動	市内の刑法犯少年・検挙補導数[警察統計]	人	133	101	100	67	56
【長期】状況	市内に事務所を置く暴力団の構成員数[警察統計]	人	460	430	420	390	370

【防犯力の向上】5-⑥ 犯罪弱者に対するタイムリーな情報発信・啓発

課題	客観的課題	<ul style="list-style-type: none"> ・主に高齢者を狙った特殊詐欺の被害が急激に増加 ・犯罪認知件数の全体件数が減少を続ける一方で、主に女性を狙った性犯罪は減少していない 					
	主観的課題	高齢者や女性などが犯罪被害に遭いやすい傾向があり、これらを狙った新たな犯罪が常に生まれ続けている					
目標	特殊詐欺、性犯罪被害等を減少させるため、多くの方へ情報発信する						
内容	特殊詐欺やサイバー犯罪、性犯罪など、高齢者や女性など被害に遭いやすい傾向にある者を狙った犯罪について、発生状況等に応じ、タイムリーな情報発信による注意喚起意を行う。						
対象者	一般市民（高齢者、女性など）						
実施者	市民・事業者・防犯協会・警察・市 など						
対策委員会の関わり	<ul style="list-style-type: none"> ・街頭啓発キャンペーンの実施 ・委員の所属団体や関係団体における啓発、団体広報誌等への記事掲載 ・チラシ、啓発グッズの作成 						
2020年度の実績及び改善した点等	<p>○特殊詐欺や悪質商法に関する出前講座（9回）</p> <p>○新型コロナウイルスの特別定額給付金詐欺防止のために青パトによる広報活動<6月>【5-②再掲】</p> <p>○性犯罪防止街頭キャンペーンの実施<12月></p> <p>○悪質商法撲滅パネル展の実施<11～12月></p> <p>○広報紙やメール配信を活用した犯罪情報の発信</p> <ul style="list-style-type: none"> ・広報くまめに新型コロナウイルスの特別定額給付金詐欺防止の記事を掲載<6月>【新規】 ・犯罪防止をテーマにしたセーフコミュニティ通信発行（1回）<2月> ・犯罪、暴力の予防に関する警察セーフティネットワークの配信（12回） <div style="display: flex; justify-content: space-around; align-items: center;"> <div style="text-align: center;">  <p>詐欺への警戒を呼びかける青パト</p> </div> <div style="text-align: center;"> <p>給付金の詐欺</p> <p>1人10万円が支給される特別定額給付金の申請書は、5月中旬に送付が完了しています。申請書が届いていない、記入の仕方が分からない、通帳を持っていない人などは、専用のコールセンターへ問い合わせをしてください。</p> </div> <div style="text-align: center;"> </div> </div>						
2021年度の方針及び課題等	<p>SNS や各団体の広報紙等を活用した防犯情報の提供</p> <p>犯罪の動向に応じた情報提供の実施</p> <ul style="list-style-type: none"> ・街頭啓発や出前講座により最新の手口等を周知 ・広報媒体による注意喚起 <p>《課題》より多くの市民に周知できる方策の検討</p> <ul style="list-style-type: none"> ・啓発ツールの検討、各種団体等との連携 						
指標	内容	単位	2016	2017	2018	2019	2020
活動指標	犯罪の動向に応じた啓発活動・出前講座回数	回	90	73	87	67	9
【短期】認識・知識	この2～3年で治安が良くなったと思う人の割合[市政アンケートモニター]	%	45.1	45.4	40.8	45.1	—
【中期】態度・行動	久留米市は治安が良いと思う人の割合[市政アンケートモニター]	%	75.7	67.7	74.8	75.2	—
【長期】状況	①特殊詐欺被害件数・阻止件数	被害(件) 阻止(件)	7 (26)	26 (48)	18 (34)	16 (20)	11 (24)
	②性犯罪認知件数[警察統計]	件	34	19	29	17	14

新型コロナウイルス感染症の影響により、平常とは異なる環境であることから市政アンケート等は延期

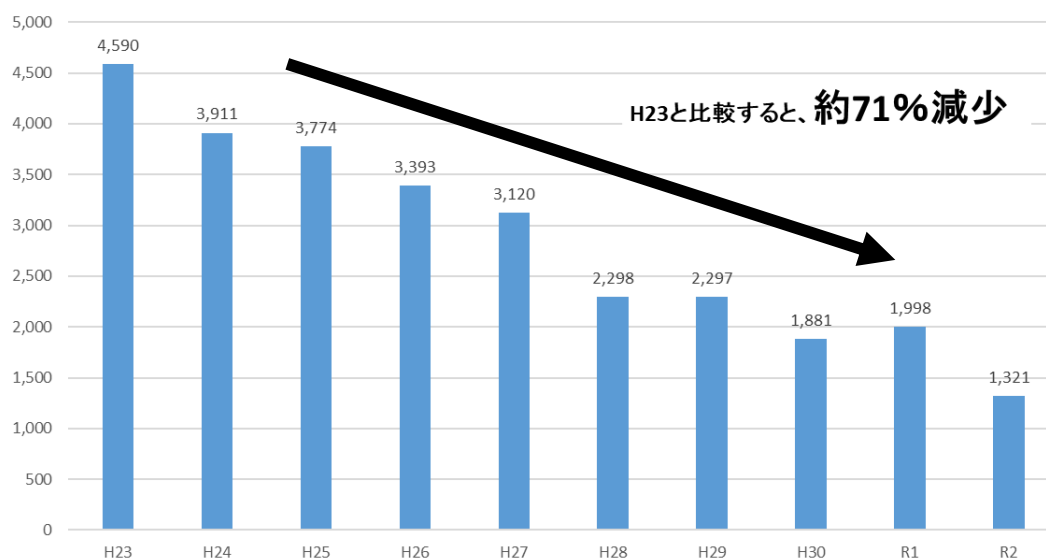
2020年度実績

重点取り組み項目	No	具体的施策名
犯罪の防止・ 防犯力の向上	5-①	自転車ツーロックの推進
	5-②	青パト活動団体の拡大・連携強化
	5-③	安全・安心感を高めるための地域環境の整備
	5-④	暴力団壊滅市民総決起大会等の開催
	5-⑤	児童生徒、青少年への暴力団の実態や構成員になるのを防ぐための研修や啓発の実施
	5-⑥	犯罪弱者に対するタイムリーな情報発信・啓発

ア. 成果〈数値で表せるもの〉

一般刑法犯認知件数（久留米市）

〔警察統計〕



イ. 2020年度の取り組みで最も成功した事例

【地域の防犯体制の確立】

平成18年から取組を推進してきた、青パトによる防犯パトロールが市内全域で実施されることとなった。

また、性犯罪や特殊詐欺の防止啓発を呼びかけながら、パトロールすることで、効率的な防犯パトロールに努めた。

【SNS等を活用した新たな啓発活動】

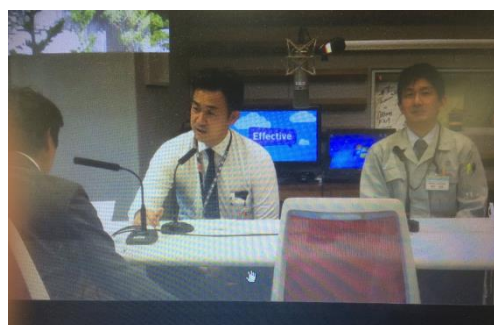
新型コロナウイルスの影響で、全国的にイベント等の自粛が求められるなか、啓発動画をYouTubeに投稿しSNSで発信した。また、ラジオ放送を活用して市民に暴力追放を呼びかける等、新しい啓発に努めた。

ウ. 2020 年度で最も積極的に取り組んだ活動

啓発方法の多様化、他分野との連携



SNSを活用した動画による啓発



ラジオ番組「知るっぱくるめ」による啓発



テレビ（くーみんテレビ）による啓発



特別定額給付金に係る詐欺防止パトロール
※写真は出発式の様子



年末年始特別警戒出発式
(福岡県警、校区防犯協会との連携)



交通安全教室でツーロックの啓発
(交通安全との連携)

エ. 分野横断的に行っていること

- ・交通安全分野と連携した自転車ツーロックの啓発
- ・特殊詐欺・性犯罪防止対策（消費生活センター、警察、校区防犯協会、宅建協会など）

オ. 今後の方向性や取り組みを進める上での課題

【コロナ禍における啓発活動等について】

今後、イベント開催時には、感染対策を徹底すると共に、メディアやSNSを活用した啓発を積極的に取り入れる。

【性犯罪や特殊詐欺などの対策強化】

全体の犯罪認知件数は減少しているものの、性犯罪や特殊詐欺の件数が横ばい傾向であることなどの問題がある。

青パトをはじめとする地域自主防犯活動や、防犯カメラ・防犯灯など防犯環境整備を推進する。また、警察や校区と連携し、タイムリーな情報提供を行うことで、犯罪の抑止を図る。

【暴力団対策】

福岡県警の「筑後地区暴力団集中取締本部」による総合的な取締りと連動し、公共事業やその他事務事業からの暴力団排除活動を推進すると共に、市民・事業者・関係団体が一体となり、暴力団壊滅の気運醸成を図る。

2021 年度取り組み方針

具体的施策		2021 年度取り組み方針
5-①	自転車ツーロックの推進	<p>SNSや各団体の広報誌等を活用した防犯情報の提供</p> <ul style="list-style-type: none"> 様々な媒体を活用して、ツーロックの重要性等を周知する。 <p>他分野との連携</p> <ul style="list-style-type: none"> 交通安全分野との連携
5-②	青パト活動団体の拡大・連携強化	<p>青パト活用の促進</p> <ul style="list-style-type: none"> 地域の青パト活動の促進に向けた情報提供等の支援 <p>他分野との連携</p> <ul style="list-style-type: none"> 交通安全分野との連携
5-③	安全・安心感を高めるための地域環境の整備	<p>街頭防犯カメラ設置による安心感の向上</p> <ul style="list-style-type: none"> 犯罪発生状況等を踏まえ、警察や地域と連携した街頭防犯カメラ設置、及び地域における設置推進 街頭防犯カメラ設置状況の周知啓発による犯罪抑止 <p>防犯灯設置の推進</p> <ul style="list-style-type: none"> 地域の実情に併せた防犯カメラ設置の推進
5-④	暴力団壊滅市民総決起大会等の開催	<p>コロナ禍における啓発活動の実施(新規)</p> <ul style="list-style-type: none"> 暴力団情勢に応じ、感染症対策を実施した大会や会議の開催 様々な広報媒体を活用した啓発活動の実施 <p>各校区の暴追協への支援</p> <ul style="list-style-type: none"> 校区暴追協が行う自主的な暴追活動に対し、活動費や啓発物の支援、参加協力などを実施 <p>関係機関と連携した暴排活動の実施</p> <ul style="list-style-type: none"> 地域住民等と行う暴排活動や暴力団事務所撤去運動に対し、警察や弁護士等と連携して、対策の検討や情報提供、資金面の援助等を実施
5-⑤	児童生徒、青少年への暴力団の実態や構成員になるのを防ぐための研修や啓発の実施	<p>年齢に応じた教室・教育の実施</p> <ul style="list-style-type: none"> 小学生には、非行防止やルール・マナー遵守の教育の中で暴力団に関する内容に触れ、中学生や高校生には、暴力団の実態や被害防止に向けた講習を実施 <p>地域行事等を活用した啓発・教育活動</p> <ul style="list-style-type: none"> 校区暴追協による地域行事等での啓発活動 <p>【5-②関連】一斉パトロールの実施</p> <ul style="list-style-type: none"> 青少年の非行防止、健全育成を目的としたパトロールを実施
5-⑥	犯罪弱者に対するタイムリーな情報発信・啓発	<p>SNS や各団体の広報紙等を活用した防犯情報の提供</p> <p>犯罪の動向に応じた情報提供の実施</p> <ul style="list-style-type: none"> 街頭啓発や出前講座により最新の手口等を周知 広報媒体による注意喚起

セーフコミュニティ実態調査及び市民意識調査について

「セーフコミュニティ実態調査」及び「市民意識調査」は、平成 23 年度から 3 年毎に実施してきたが、認証期間に合わせ今回から 5 年毎の実施に変更するものである。

SC では、5 年間の中で、けがや事故に関する実態や取組の成果に基づき、必要に応じ重点分野や重点項目を見直していくことが求められている。見直しに関する検討は、認証 4 年目の事前指導に先駆け、認証 3 年目に着手する必要があるとあり、調査は認証 2 年目を実施することが望ましい。

なお、今回の調査は、昨年実施予定の調査を、コロナ禍の影響を考慮し、順延したものである。

（案）

	市民意識調査	セーフコミュニティ実態調査
調査目的	市民意識の動向と多様な市民ニーズ把握し、今後の市の施策・事業の検討等に活用するもの。年度毎に調査テーマは異なる。SC では、SC 認知度など安全安心全般に関する内容を問う。	SC の具体的施策の根拠やその成果指標等の最新データとして収集し、重点分野や重点項目等の検証・見直しに活用する。
調査サイクル		
調査地域	久留米市内全域	久留米市内全域
調査対象者	市内在住の 18 歳以上の者 5, 0 0 0 人	市内在住の 15 歳以上の者 2, 5 0 0 人
調査方法	住民基本台帳からの無作為抽出 郵送調査	住民基本台帳からの無作為抽出 郵送調査
調査時期	令和 3 年 7～8 月頃	令和 3 年 5～6 月頃
調査主体	広聴・相談課	安全安心推進課

調査のポイント

（１）市民意識調査

セーフコミュニティの認知度やけがや事故、犯罪、災害など安全安心に関する不安感についてなど

（２）セーフコミュニティ実態調査

- ① 交通安全 反射材の認知度、運転する時の不安感、運転免許証の返納についてなど
- ② 児童虐待防止 児童虐待に関する認知度、防止策、子育てに関する相談先についてなど
- ③ 学校安全 教育委員会で様々な調査があるため、調査項目なし
- ④ 高齢者の安全 ヒートショック対策、高齢者虐待に関する認知度についてなど
- ⑤ 防犯 犯罪に関する不安感、地域の防犯活動についてなど
- ⑥ DV 防止 DV に関する認知度、防止策についてなど
- ⑦ 自殺予防 心の病に関する相談先、自殺未遂の経験についてなど
- ⑧ 防災 災害の危険性、避難情報、避難行動要支援者名簿の認知度についてなど
- ⑨ その他 けがの状況、安全安心の取組についてなど

令和3年度 市民意識調査〈セーフコミュニティ〉(案)

問1. あなたは、久留米市が、セーフコミュニティ国際認証を取得して「安全安心のまちづくり」に取り組んでいることを知っていますか。(あてはまる番号に1つだけ○印)

1. 取り組んでいることを知っている 2. 聞いたことがある 3. 知らない

*「セーフコミュニティ」とは、WHO（世界保健機関）が推奨する国際認証で、「けがや事故の予防」に重点を置き、地域社会全体で進める安全安心なまちづくりの取り組みや、それを行う地域のこと。
久留米市は平成25年12月21日にセーフコミュニティ国際認証を取得。平成30年12月に再認証取得。。

問2. あなたは、「安全安心のまちづくり」を市と地域の皆さんがともに協力しあって進めていくことが必要だと思えますか。(あてはまる番号に1つだけ○印)

1. そう思う 2. どちらかといえばそう思う 3. どちらともいえない
4. どちらかといえばそう思わない 5. そう思わない

問3. あなたは、「くるめ見守りネットワーク」について知っていますか。(あてはまる番号に1つだけ○印)

1. 内容まで知っている 2. 言葉は聞いたことがある 3. 知らない

*「くるめ見守りネットワーク」とは、市民の皆さんや協力事業者が高齢者などのお住まいの異変に気付いたときに、「くるめ見守りほっとライン(毎日24時間受付)」に連絡してもらい、市が安否確認などを行う仕組みのこと。

問4 (A). あなたは、お住まいの地域で、けがや事故、犯罪、災害にあうかもしれない不安を感じますか。(あてはまる番号にそれぞれ1つずつ○印)

	不安を感じる	やや不安を感じる	あまり不安を感じない	不安を感じない
(ア) けがや事故	1.	2.	3.	4.
(イ) 犯罪	1.	2.	3.	4.
(ウ) 災害	1.	2.	3.	4.

(B). この3年くらいの間で不安感は変化しましたか。(あてはまる番号にそれぞれ1つずつ○印)

	安心感が高まった	やや安心感が高まった	変わらない	やや不安感が高まった	不安感が高まった
(ア) けがや事故	1.	2.	3.	4.	5.
(イ) 犯罪	1.	2.	3.	4.	5.
(ウ) 災害	1.	2.	3.	4.	5.

問 8. 久留米市では、災害が起こった時のために、校区内の公立小中学校やコミュニティセンター、市役所関連施設などを避難所に指定しています。次の(A)(B)について、あてはまるものを選んでください。(あてはまる番号にそれぞれ1つずつ○印)

(A). 自宅近くにある避難所の場所を知っていますか。

1. 場所を知っており、避難経路も決めている
2. 場所は知っているが、避難経路は特に決めていない
3. 場所も知らず、避難経路も決めていない

(B). **【通勤・通学をされている方にお聞きします。】**

あなたの仕事場や学校の近くにある避難所の場所を知っていますか。

1. 場所を知っており、避難経路も決めている
2. 場所は知っているが、避難経路は特に決めていない
3. 場所も知らず、避難経路も決めていない

問 9 (A). あなたのお住まいの地域では、住民の自主的な交通安全活動や防犯活動、見守り活動といった、安全・安心のまちづくり活動が行われていますか。

(あてはまる番号に1つだけ○印)

- | | |
|---------------|-------------------|
| 1. よく行われている | 3. ほとんど行われていない |
| 2. ときどき行われている | 4. 行われているかどうか知らない |

(B). あなたのお住まいの地域では、校区コミュニティ組織などを母体とした自主防災組織の活動が行われていますか。(あてはまる番号に1つだけ○印)

- | | |
|---------------|-------------------|
| 1. よく行われている | 3. ほとんど行われていない |
| 2. ときどき行われている | 4. 行われているかどうか知らない |

問 10. あなたは、けがや事故、犯罪などを防ぐために、個人や地域で特にどのような取り組みや対策を行うことが必要だと思いますか。(あてはまる番号にいくつでも○印)

1. 地域内の危険箇所や不安箇所の点検を行い、安全・安心マップを作成する
2. 登下校時の児童や、一人暮らしなどの高齢者の見守り活動を行う
3. 近隣住民とのあいさつなど、近所づきあいを良くする
4. 日頃から地域の防犯パトロールや防犯活動に積極的に参加する
5. 交通安全や転倒予防、防犯などに関する学習会を開く
6. 地震や火災、水害など災害が起きた時のために防災訓練を行う
7. 一人ひとりが注意して事故や犯罪にあわないように気をつける
8. その他 (具体的に: _____)

令和3年度 セーフコミュニティ実態調査（案）

F 1 あなたの性別は。

1. 男性 2. 女性 3. ()

F 2 あなたの年齢は。(令和2年 月1日現在)

() 歳

F 3 あなたの家(同居している方のみ)の家族構成は。

1. 単身 2. 夫婦のみ 3. 親・子(2世代)
4. 親・子・孫(3世代) 5. その他()

F 4 あなたが同居している家族について、該当するものを選んでください。

(あてはまるものすべてに○)

1. 世帯の中に就学前の子どもがいる
2. 世帯の中に小学生がいる
3. 世帯の中に中学生がいる
4. 世帯の中に1～3以外の18歳未満の人がいる
5. 世帯の中に65歳以上の人がいる
6. 世帯の中に障害者手帳(身体障害者・療育・精神障害者保健福祉)を持っている人がいる
7. 世帯に上記1～6にあてはまる人はいない

F 5 あなたのお住まいの住居形態は。

1. 持ち家(一戸建て)
2. 持ち家(集合住宅・分譲マンション)
3. 借家住宅(一戸建て)
4. 賃貸住宅(アパート、マンション)
5. 勤務先給与住宅(公務員住宅・社宅・寮など)
6. 間借り、その他()

F 6 あなたの世帯は、自治会(町内会)に加入していますか。

1. 加入している
2. 加入していない
3. わからない

F 7 あなたは、ふだん「広報くるめ」をどれくらい読んでいますか。

1. 毎号必ず読む
2. ときどき読む
3. あまり読まない
4. まったく読まない

F 8 あなたのお住まいの校区（小学校区）は。（○はひとつ）

- | | | | | | |
|--------|---------|--------|--------|-----------|---------|
| 1. 西国分 | 2. 荘島 | 3. 日吉 | 4. 篠山 | 5. 京町 | 6. 南薫 |
| 7. 鳥飼 | 8. 長門石 | 9. 小森野 | 10. 金丸 | 11. 東国分 | 12. 御井 |
| 13. 南 | 14. 合川 | 15. 山川 | 16. 上津 | 17. 高良内 | 18. 宮ノ陣 |
| 19. 山本 | 20. 草野 | 21. 安武 | 22. 荒木 | 23. 大善寺 | 24. 善導寺 |
| 25. 大橋 | 26. 青峰 | 27. 津福 | 28. 船越 | 29. 水縄 | 30. 田主丸 |
| 31. 水分 | 32. 竹野 | 33. 川会 | 34. 柴刈 | 35. 弓削 | 36. 北野 |
| 37. 大城 | 38. 金島 | 39. 城島 | 40. 下田 | 41. 江上 | 42. 青木 |
| 43. 浮島 | 44. 西牟田 | 45. 犬塚 | 46. 三瀧 | 47. わからない | |

問 1-5. ケガをした部位 (からだの場所) はどこですか。(○はひとつ)

※一番ひどく、傷の深かった部位や骨折、出血した部位を選んでください。

1. あたま (顔、目、鼻、耳、口内等) 2. 首 3. うで (手、手首、ひじ等)
 4. 肩 5. 胸部 6. 背中
 7. 腹部 8. 腰部 9. あし (足、足首、ひざ等)
 10. その他 ()

問 1-6. どのようなケガでしたか。(○はひとつ)

1. 脳挫傷・脳しんとう 2. 骨折 3. ヤケド
 4. 脱臼 5. 捻挫 6. 打撲
 7. 刺し傷・切り傷 8. すり傷・ひっかき傷 9. 中毒・誤飲
 10. その他 ()

問 2. あなたが同居している家族 (令和 3 年 4 月 2 日時点の月年齢、2 人以上いる場合は年齢が一番下の子) について、該当するものを選んでください。(○はひとつ)

1. 0～6 か月 2. 7～11 か月 3. 1 歳 4. 2 歳
 5. 3 歳 6. 4 歳 7. 5 歳 8. 6 歳
 9. 小学 1 年生未満 (未就学児) の子どもはいない

問 2 で、「1」～「8」と回答された方にお聞きします。それ以外の方は、問 3 へお進みください。

問 2-1. お子さんは第何子ですか。数字を記入してください。

第 _____ 子

問 2-2. お子さんの過去 1 年間 (令和 2 年 4 月以降) の自宅でのケガや事故の状況について、該当するものを選んでください。

	ケガや事故の経験 (○はひとつ)	医療機関受診 の有無 (○はひとつ)
(A) ベットや椅子などから転落	1 該当する 2 該当しない	1 有 2 無
(B) ベランダや窓の手すりを乗り越えるなどの高所からの転落	1 該当する 2 該当しない	1 有 2 無
(C) 階段からの転落	1 該当する 2 該当しない	1 有 2 無
(D) たばこやおもちゃなど異物の誤飲	1 該当する 2 該当しない	1 有 2 無
(E) 就寝中の窒息	1 該当する 2 該当しない	1 有 2 無
(F) 火気や熱湯、暖房器具などの接触によるヤケド	1 該当する 2 該当しない	1 有 2 無

(G)入浴中の溺水	1 該当する 2 該当しない	1 有 2 無
(H)廊下や浴室などでの転倒	1 該当する 2 該当しない	1 有 2 無
(I)刃物や鋭利なものによるケガ	1 該当する 2 該当しない	1 有 2 無
(J)家具や物、人などに体をぶつけるなどの衝突	1 該当する 2 該当しない	1 有 2 無
(K)ドアや窓、家具などに挟まれたケガ	1 該当する 2 該当しない	1 有 2 無
(L)動物や虫などに咬まれたケガ	1 該当する 2 該当しない	1 有 2 無
(M)その他 ()	1 該当する 2 該当しない	1 有 2 無
(N)ケガはしていない	1 該当する 2 該当しない	—

問 2-3. 家庭内の安全対策について、該当するものを選んでください。

	あてはまるものに ○をつけて下さ い。(○はひとつ)	あてはまるものに ○をつけて下さ い。(○はひとつ)
(A)家具の角にかぶせものをする	1 知っている 2 知らない	1 実践している 2 実践してない
(B)たんすや食器棚、流し台のドアが開かないよう に固定する	1 知っている 2 知らない	1 実践している 2 実践してない
(C)部屋のドアを固定し急に閉じないようにする	1 知っている 2 知らない	1 実践している 2 実践してない
(D)窓を固定し窓から出られないようにする	1 知っている 2 知らない	1 実践している 2 実践してない
(E)コンセントカバー等を使用して感電を防止する	1 知っている 2 知らない	1 実践している 2 実践してない
(F)コード類は束ねてつまづかないようにする	1 知っている 2 知らない	1 実践している 2 実践してない
(G)家電等のスイッチを勝手に入れられないように する	1 知っている 2 知らない	1 実践している 2 実践してない
(H)子ども用の便座や蓋を使用してトイレの中に落 ちないようにする	1 知っている 2 知らない	1 実践している 2 実践してない
(I)浴槽の床にマット等を敷きすべらないようにす る	1 知っている 2 知らない	1 実践している 2 実践してない
(J)階段や段差に柵をして転落しないようにする	1 知っている 2 知らない	1 実践している 2 実践してない

2「安全・安心の取り組み」について

問3. 次の安全・安心ための取り組み状況について、該当するものを選んでください。

取り組みの内容	現在 (どちらかに○)	今後 (どちらかに○)
(A) 自宅での事故やけがの防止活動（段差の解消、家具等の衝突防止等）	1 取り組んでいる 2 取り組んでいない	1 取り組みたい 2 取り組みたくない
(B) 交通安全活動（反射材の着用、自転車乗車の際はヘルメット着用、ながら運転はしない等）	1 取り組んでいる 2 取り組んでいない	1 取り組みたい 2 取り組みたくない
(C) 児童虐待防止活動（虐待かもと思ったら189へ電話、育児に悩んだら相談する、気になる子どもや困っている親に声をかける等）	1 取り組んでいる 2 取り組んでいない	1 取り組みたい 2 取り組みたくない
(D) 子どもの安全・安心のための活動（登下校の見守り、いじめの防止活動等）	1 取り組んでいる 2 取り組んでいない	1 取り組みたい 2 取り組みたくない
(E) 高齢者の安全・安心のための活動（転倒予防、高齢者の見守り、転ばない体づくり等）	1 取り組んでいる 2 取り組んでいない	1 取り組みたい 2 取り組みたくない
(F) 防犯活動（自転車はツーロック、ながらパトロール等）	1 取り組んでいる 2 取り組んでいない	1 取り組みたい 2 取り組みたくない
(G) DV防止活動（DVかもと思ったら相談する等）	1 取り組んでいる 2 取り組んでいない	1 取り組みたい 2 取り組みたくない
(H) 自殺予防活動（悩みや不安はひとりで抱え込まない、身近な人の変化に気づいて声をかける等）	1 取り組んでいる 2 取り組んでいない	1 取り組みたい 2 取り組みたくない
(I) 防災活動（家具の転倒防止、食料などの備蓄、避難場所・避難経路の確認等）	1 取り組んでいる 2 取り組んでいない	1 取り組みたい 2 取り組みたくない

4 「児童虐待防止」について

問 7. あなたは、次の行為は児童虐待にあたると思いますか。(あてはまるものすべてに○)

1. 子どもを叩いたり、蹴ったりする
2. 子どもにわいせつなものを見せる
3. 子どもの目の前で配偶者や他の家族へ暴力をふるう
4. 乳幼児を家に残して外出する
5. 家の外に締め出す
6. 子どもに食事を与えない
7. しつけと称して、押入れやクローゼットに閉じ込める
8. 体罰でしつけをする
9. 病気の子どものに必要な治療を受けさせない
10. 子どもを無視したり、拒否的な態度をとったりする

問 8. あなたは、これまで児童虐待を見たり聞いたりしたことがありますか。(あてはまるものすべてに○)

1. 身近であったのを見た又は聞いたことがある
2. 相談されたことがある
3. テレビや新聞等のメディアで知っている
4. 全くない
5. わからない

問 9. あなたは、現在 18 歳未満の子どもの子育てに関わっていますか。(○はひとつ)

1. よく関わっている
2. ときどき関わっている
3. ほとんど関わっていない
4. 全く関わっていない
5. わからない

問 9 で「1」～「3」のいずれかに回答された方にお聞きします。それ以外の方は問 10 へお進みください。

問 9-1. あなたは、子育てに困難を感じることがありますか。(○はひとつ)

1. よくある
2. ときどきある
3. ほとんどない
4. 全くない

問 9-2. あなたは、子育てに関して、相談できる人はいますか。(あてはまるものすべてに○)

1. 同居中の家族
2. 他に住んでいる親族
3. 友人や知人
4. 民生委員や児童委員
5. NPO など民間の相談機関
6. 市家庭子ども相談課など市の相談窓口
7. 県や国の相談機関
8. その他 ()
9. 相談できる人はいない

問 9-3. あなたは、これまで自分が児童虐待をしているのではないかと思うことがありましたか。(○はひとつ)

1. よくあった
2. ときどきあった
3. ほとんどなかった
4. 全くなかった
5. わからない

問 10. あなたは、次の相談窓口で知っているものがありますか。(あてはまるものすべてに○)

1. 家庭子ども相談課 (婦人相談・ひとり親相談・子どもの福祉と児童虐待に関する相談)
2. こども子育てサポートセンター (妊娠期から 18 歳までの子どもと子育て家庭に関する相談)
3. 地域子育て支援センター (子育て相談)
4. 子育て交流プラザくるるん (子育て相談)
5. 結ライン (18 歳までの子どもの相談ダイヤル)
6. 男女平等推進センター (女性が抱える悩みや生き方、DV等に関する相談)
7. 保健所 (心の健康に関する悩みなどの相談)
8. 民生委員や児童委員
9. 教育委員会

問 11. あなたは、児童虐待の防止策として、何が有効だと思いますか。(あてはまるもの 3 つまで○)

1. 子育て世帯に、物心両面での支援を強化する
2. 児童相談所などの公的機関の権限を強化する
3. 虐待者の処罰 (刑罰を含む) を明らかにするとともに、厳しく処罰する
4. 虐待の疑いがある場合は関係機関に通告しやすい環境整備をする
5. 里親制度などの子どもの養育環境を整備をする
6. 小・中学校で命の大切さを学ぶ機会を作る
7. 子育て中の親への研修や啓発を推進する
8. オレンジリボン運動など虐待防止の広報啓発活動を積極的に行なう
9. その他 ()

5 「高齢者の安全」について

問 12. 久留米市では、高齢者の転倒予防に取り組んでいます。あなたは、久留米市で作成した「転倒予防パンフレット」を知っていますか。(○はひとつ)

1. 知っている
2. 知らない

* 「転倒予防パンフレット」とは、自宅内での転倒危険箇所や転倒事例、転倒予防体操などをまとめたもの。民生委員や地域包括支援センターなどを通じて高齢者に配布しています。また、市役所や校区コミュニティセンターなどに設置しています。

問 13. 久留米市では、寒い時期に脱衣所から熱い湯船に入ることによって脳出血や脳梗塞、心筋梗塞等を起こしてしまう「ヒートショック」の予防啓発に取り組んでいます。あなたは、「ヒートショック」の対策をしていますか。(あてはまるものすべてに○)

1. お風呂のお湯の温度を 41℃以下にする
2. 寒い時期は脱衣所や浴室を暖めている
3. お風呂に入る前に家族に声をかけている
4. お風呂から出るときは、ゆっくり立ち上がっている
5. お風呂はのぼせる前にあがっている
6. 体調が悪い時や飲酒後、食事直後はお風呂に入らない
7. その他 ()
8. 特にしていない

問 14. あなたは、次の行為は高齢者虐待にあたると思いますか。(あてはまるものすべてに○)

1. つねる、たたく、殴る、蹴るなどの暴力行為を加える
2. 年金や預貯金等を取り上げ、本人の意思・利益に反して勝手に使う
3. 本人の意思や人格などをなじるような暴言を浴びせる
4. 快適に生活できるような食事、衣服、環境を与えない
5. 高齢者が話しかけてきても無視する
6. 本人の合意なしに性的行為をする
7. 下半身を裸にして、放置する

問 15. あなたは、これまで高齢者虐待を見たり聞いたりしたことがありますか。(○はひとつ)

1. 身近であったのを見た又は聞いたことがある
2. テレビや新聞等のメディアで知っている
3. 全くない
4. わからない

問 15 で「1」と回答された方にお聞きします。それ以外の方は問 16 へお進みください。

問 15-1. あなたは、高齢者虐待を身近で見たり聞いたりしたとき、相談又は通報しましたか。(あてはまるものすべてに○)

1. 市役所や地域包括支援センターなどに相談(通報)した
2. ケアマネージャーや民生委員、介護事業所などに相談した

問 19 で、「3」又は「4」と回答された方にお聞きします。それ以外の方は、問 20 へお進みください。

問 19-1. あなたは、問 20 であげた活動に参加していない理由は何ですか。

(あてはまるものすべてに○)

1. 参加する時間がない
2. 参加するきっかけが得られない
3. 身近に参加したいと思う活動や団体がない
4. 団体や活動内容に関する情報がない
5. 一緒に参加できる仲間がない
6. 会費等の支払いに負担を感じる
7. 家族や職場の理解が得られない
8. 参加したいと思わない
9. その他 ()

問 23. あなたは、DVについて次のことを知っていますか。(あてはまるものすべてに○)

1. DVには身体的暴力だけでなく、精神的暴力・経済的暴力・社会的暴力・性的暴力がある
2. DVがおこる背景には、「男は仕事、女は家庭」という固定的性別役割分担意識がある
3. DVは夫婦間だけではなく、恋人同士の間でおこる「デートDV」がある
4. 女性の約3割、男性の約2割は、配偶者から何らかの暴力を受けたことがある
5. 警察が把握するDV被害者の、約9割は女性である

問 24. あなたは、久留米市で行っている啓発に伴い配布や設置しているもののうち次のものを知っていますか。(あてはまるものすべてに○)

1. DV防止カード
2. パープルリボン
3. オレンジ&パープルツリー
4. パープルリボンキャンペーン

問 25. あなたは、久留米市で行っているDV防止や予防のための講座や広報・啓発を知っていますか。(○はひとつ)

1. 知っている
2. 知らない

問 25 で、「1」と回答された方にお聞きします。それ以外の方は、問 26 へお進みください。

問 25-1. それは何で知りましたか。(あてはまるものすべてに○)

1. 広報くるめ
2. 久留米市ホームページ
3. 男女平等推進センターの広報誌やチラシ
4. えーるピアくるめ内のポスター
5. くるめフォーラム
6. パープルリボンキャンペーン
7. その他 ()

問 26. あなたは、この5年間に自分がDVをしているのではないかと思うことがありましたか。(○はひとつ)

1. よくあった
2. ときどきあった
3. ほとんどなかった
4. 全くなかった
5. わからない

問 26 で、「1」又は「2」と回答された方にお聞きします。それ以外の方は、問 27 へお進みください。

問 26-1. あなたは、問 28 でお答えいただいた行為についてどう思っていますか。

(○はひとつ)

1. 何とも思わない
2. 相手が悪いから、仕方ないと思う

問 30. あなたは、家族や知人のこころの病を知ったとき、医療機関や相談窓口へ行くことを勧めますか。(○はひとつ)

- | | |
|----------------|----------------------|
| 1. 精神科医の受診を勧める | 2. 内科等のかかりつけ医の受診を勧める |
| 3. 相談窓口を勧める | 4. 勧めない |
| 5. わからない | |

問 31. あなたは、これまでの人生の中で、自殺したいと思った又は自殺未遂の経験がありますか。(○はひとつ)

- | | |
|-------------------|-------------------|
| 1. 自殺未遂の経験がある | 2. 自殺したいと思ったことがある |
| 3. 自殺したいと思ったことがない | |

問 31 で、「1」又は「2」と回答された方にお聞きします。「3」と回答された方は、問 32 へお進みください。

問 31-1. あなたが、自殺したいと思った原因は何ですか。(あてはまるものすべてに○)

- | | |
|----------------|------------|
| 1. 家庭に関する事 | 2. 健康に関する事 |
| 3. 経済的な問題に関する事 | 4. 勤務に関する事 |
| 5. 恋愛や結婚に関する事 | 6. 学校に関する事 |
| 7. その他 () | |

問 31 で、「2」と回答された方にお聞きします。それ以外の方は、問 32 へお進みください。

問 31-2. あなたが、自殺を思いとどまった要因は何ですか。(あてはまるものすべてに○)

1. 家族や友人、同僚などの身近な人に悩みを聞いてもらった
2. 医師やカウンセラーなどの心の健康に関する専門家に相談した
3. 弁護士や司法書士、公的機関の相談員など悩みの元となる分野の専門家に相談した
4. 自殺しようと思った原因が解決した
5. 自殺対策のチラシやポスターを見た
6. できるだけ休養をとるようにした
7. 趣味や仕事など他のことで気を紛らわせるようにした
8. その他 ()
9. 特に何もしなかった

問 32. あなたは、「ゲートキーパー」について知っていますか。(○はひとつ)

1. ゲートキーパー研修を受けたことがあり、知っている
2. 名称を聞いたことがあり、研修を受講したいと思う
3. 名称を聞いたことがあるが、研修を受講したいとは思わない
4. 名称を聞いたことはないが、研修を受講したいと思う
4. 名称を聞いたことはなく、研修を受講したいとも思わない
5. 名称を聞いたことはなく、何かよくわからない

* 「ゲートキーパー」とは、自殺に関することを正しく理解し、自殺の恐れがある人のサインに気付いて、声をかけ相手の話に耳を傾け、適切な専門家につなぎ、見守りをする人のこと。

10 その他

問 38. 新型コロナウイルスの影響について、該当するものを選んでください。(あてはまるものすべてに○)

1. 運動不足だと感じるようになった
2. 体力が低下したと感じるようになった
3. 食生活が不健康になった
4. 医療機関（病気の治療や予防のための通院等）に行きにくくなった
5. 時間的なゆとりがなくなった
6. ストレスを感じるが増えた